



島根県報

平成20年 5月23日 (金)
第 1,985 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	2
農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農 業 経 営 課)	3
県営土地改良事業計画の決定	(農 村 整 備 課)	3
県営土地改良事業計画の変更	(")	4
保安林の指定 (7 件)	(森 林 整 備 課)	4
保安林の指定の解除	(")	7
保安林予定森林	(")	7
解除予定保安林	(")	8
保安林の指定施業要件の変更	(")	8
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(水 産 課)	8
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	10
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	10

公 告

特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧	(森 林 整 備 課)	11
島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定再生手続開始申立等事業者の指 定	(中 小 企 業 課)	11
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	12

特定調達公告

島根県原子力防災ネットワークシステム機器の賃貸借契約に係る一般競争入札の 実施	(消 防 防 災 課)	12
--	-------------	----

人委規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定 める規則の一部を改正する規則		14
--	--	----

公安規則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を 定める規則を廃止する規則	(警 察 本 部)	15
--	-----------	----

公安告示

駐車監視員資格者講習の実施	(警 察 本 部)	15
交通誘導警備業務 1 級検定の実施	(")	16
警備業務に係る検定合格者審査の実施	(")	18

告 示

島根県告示第459号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年5月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人 昌林会	安来市安来町899-1	通所介護	デイサービスセンター フィットネス	安来市安来町934-2	平成20年5月1日
医療法人 昌林会	安来市安来町899-1	介護予防通所介護	デイサービスセンター フィットネス	安来市安来町934-2	平成20年5月1日
合同会社 轍	大田市川合町川合2504番地1	通所介護	宅老所 ゆ～に	大田市川合町川合2504番地1	平成20年4月28日
合同会社 轍	大田市川合町川合2504番地1	介護予防通所介護	宅老所 ゆ～に	大田市川合町川合2504番地1	平成20年4月28日
社会福祉法人 仁摩福祉会	大田市仁摩町仁万843	通所介護	デイサービスセンター むつみ苑	大田市仁摩町天河内831	平成20年4月1日
社会福祉法人 仁摩福祉会	大田市仁摩町仁万843	介護予防通所介護	デイサービスセンター むつみ苑	大田市仁摩町天河内831	平成20年4月1日
有限会社 米原設計	出雲市知井宮町1192	訪問介護	ケアステーション やわらぎ	出雲市知井宮町1192	平成20年4月26日
有限会社 米原設計	出雲市知井宮町1192	介護予防訪問介護	ケアステーション やわらぎ	出雲市知井宮町1192	平成20年4月26日

島根県告示第460号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年5月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 エス・ディーコーポレーション	出雲市平田町953番地2	居宅療養管理指導	ポブラ薬局	出雲市平田町953番地2	平成20年5月31日
株式会社 エス・ディーコーポレーション	出雲市平田町953番地2	介護予防居宅療養管理指導	ポブラ薬局	出雲市平田町953番地2	平成20年5月31日

医療法人 佐藤耳鼻咽喉科医院	松江市雑賀町441番地	居宅療養管理指導	医療法人 佐藤耳鼻咽喉科医院	松江市雑賀町441番地	平成20年 3月31日
医療法人 佐藤耳鼻咽喉科医院	松江市雑賀町441番地	訪問看護	医療法人 佐藤耳鼻咽喉科医院	松江市雑賀町441番地	平成20年 3月31日
医療法人 佐藤耳鼻咽喉科医院	松江市雑賀町441番地	介護予防居宅療養管理指導	医療法人 佐藤耳鼻咽喉科医院	松江市雑賀町441番地	平成20年 3月31日
医療法人 佐藤耳鼻咽喉科医院	松江市雑賀町441番地	介護予防訪問看護	医療法人 佐藤耳鼻咽喉科医院	松江市雑賀町441番地	平成20年 3月31日
松村 孝	八束郡東出雲町揖屋町2105-24	居宅療養管理指導	松村リハビリテーション病院	八束郡東出雲町揖屋町2105-24	平成20年 3月31日
松村 孝	八束郡東出雲町揖屋町2105-24	訪問看護	松村リハビリテーション病院	八束郡東出雲町揖屋町2105-24	平成20年 3月31日
松村 孝	八束郡東出雲町揖屋町2105-24	訪問リハビリテーション	松村リハビリテーション病院	八束郡東出雲町揖屋町2105-24	平成20年 3月31日
松村 孝	八束郡東出雲町揖屋町2105-24	介護予防居宅療養管理指導	松村リハビリテーション病院	八束郡東出雲町揖屋町2105-24	平成20年 3月31日
松村 孝	八束郡東出雲町揖屋町2105-24	介護予防訪問看護	松村リハビリテーション病院	八束郡東出雲町揖屋町2105-24	平成20年 3月31日
松村 孝	八束郡東出雲町揖屋町2105-24	介護予防訪問リハビリテーション	松村リハビリテーション病院	八束郡東出雲町揖屋町2105-24	平成20年 3月31日

島根県告示第461号

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のように改正し、平成20年5月23日から施行する。

平成20年5月23日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「年0.4パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。

島根県告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出らるべし。

平成20年5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

奥出雲地区農用地保全施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所
奥出雲町役場

島根県告示第463号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、以南東部地区を受益地域とする用排水施設事業（県営経営体育成基盤整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に興議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。
平成20年5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
以南東部地区用排水施設事業（県営経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し
 - 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
 - 3 縦覧の場所
斐川町役場
-

島根県告示第464号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
松江市鹿島町佐陀本郷字土屋2627、2627 - 1
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）
-

島根県告示第465号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

雲南市掛合町波多1038、1767 - 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第466号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2841、2841 - 1、2842、2843 - 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第467号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町上山佐633、2742、2744

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第468号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市三瓶町池田字屋敷下夕959、字櫻原屋敷ノ上961、字櫻原家ノ上962、字櫻原奥963、964、字櫻原上ノ切965、字櫻原奥966、字櫻原奥釜ヶ谷967、字櫻原向下夕968、字櫻原川向969、字櫻原下切970、字櫻原向2799、字櫻岩2801 - 1、字櫻原2802 - 1、字櫻原家ノ下2804、字櫻原道下2806、字櫻原道上2807 - 2、2807 - 3、2808、字アラタ2809、字管澤上2816、2816 - 1、2816 - 2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第469号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市三瓶町池田字櫻原2810、字六郎木2814 - 1 から2814 - 3 まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第470号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町上山佐3326、3327 - 1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第471号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

安来市広瀬町西比田2204 - 8、2204 - 9、2234 - 2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第472号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年 5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市長沢町イ250 - 2、イ283、イ429 - 1、イ430からイ434まで、イ437内1からイ437内3まで、イ437 - 4からイ437 - 7まで、イ438 - 1、イ441、イ442内1、イ442 - 2、イ459、イ459内1からイ459内4まで、イ459内6、イ459内7、イ460

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第473号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

出雲市大社町逢坂字阿式1739 - 15、1739 - 16、1744 - 21、1744 - 22

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第474号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年8月24日農林水産省告示第1282号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第475号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成20年 5 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第 2 中

年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%

を

年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.5%	年0.5%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.5%	年0.5%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%

に改

年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.5%	年0.5%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.5%	年0.5%

める。

附 則

- この告示は、平成20年 5月23日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成20年 5月23日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第476号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成20年 5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中	年1.7%以内	を	年1.9%以内	に改める。
	年1.85%以内		年2.05%以内	
	年1.7%以内		年1.9%以内	

附 則

- この告示は、平成20年 5月23日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成20年 5月23日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第477号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成20年 5月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条第2号中「1.7パーセント」を「1.9パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成20年 5月23日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成20年 5月23日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第 1 項の規定により、特別保護地区の指定をしようとするので、同条第 4 項において準用する同法第28条第 4 項の規定により公告し、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指針の案については、縦覧の期間が経過する日までの間に、意見書を提出することができる。

平成20年 5 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定をしようとする鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び指針の案

特別保護地区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
清水特別保護地区	安来市の一部	平成20年11月 1 日から 平成30年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び島根県東部農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
社日特別保護地区	安来市の一部	平成20年11月 1 日から 平成30年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び島根県東部農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
波加島特別保護地区	隠岐郡知夫村の一部	平成20年11月 1 日から 平成30年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び島根県隠岐支庁農林局に備え置いて縦覧に供する。
大満寺特別保護地区	隠岐郡隠岐の島町の一部	平成20年11月 1 日から 平成30年10月31日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課及び島根県隠岐支庁農林局に備え置いて縦覧に供する。

2 縦覧の期間

平成20年 5 月23日から平成20年 6 月 5 日まで

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第 3 条第 5 号に規定する指定再生手続開始申立等事業者を次のとおり指定したので公告する。

平成20年 5 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

番号	名 称	住 所	指定期間
20 - 1	有限会社保性館	島根県松江市玉湯町玉造1191番地 1	平成20年 5 月 9 日 ~ 平成20年 5 月 8 日
20 - 2	有限会社山の井	島根県松江市玉湯町玉造1042番地	平成20年 5 月 9 日 ~ 平成20年 5 月 8 日

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年5月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 開発区域

安来市飯島町字藤木248番1

面積 3,977.39平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市飯島町412番地1

株式会社 渡部工務店

代表取締役 渡部 義三

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成20年5月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借物件の名称及び数量

島根県原子力防災ネットワークシステム機器 一式

（機器調達、設置、配線、調整及び保守等一式）

(2) 賃貸借物件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間（賃貸借期間）

平成20年9月24日から平成25年9月23日まで

(4) 納入場所

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部消防防災課ほか

（詳細は、仕様書による。）

(5) 入札方法

ア 入札金額は、1ヶ月間の賃貸借料（保守料を含む）とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「機械器具類」 - 中分類「電気通信機器」）に登録され

ている者であること。

- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 24時間の保守体制を有し、故障発生連絡から1時間以内に現地に係員が到着して対応ができる者であること。
- (6) 賃貸借物件の賃貸及び保守を確実に履行できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町1番地

島根県総務部消防防災課原子力安全対策室

電話：0852 - 22 - 5278 F A X：0852 - 22 - 5930

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成20年5月23日(金)から平成20年6月11日(水)までの間、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。ただし、午後12時15分から午後1時までを除く。)

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時：平成20年6月11日(水)午前10時から

イ 場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁6階講堂

- (4) 入札参加希望者の履行能力を確認する書類の提出期間及び場所

平成20年5月23日(金)から平成20年6月18日(水)までの間、上記2の(5)及び(6)の履行能力を確認するための書類の提出が必要であるので、(1)の場所に持参又は郵送すること。

提出書類は次のとおりとし、任意様式とする。

ア 納入するシステムの機器一覧表

イ システム納入後の保守サポート体制を明記したもの

なお、改札日時までの間において、当該書類に関する説明ならびに補正を求める場合がある。

受付時間は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。ただし、午後12時15分から午後1時までを除く。)

- (5) 入札書の受領期限

平成20年7月2日(水)午前11時(郵便による入札にあっては、平成20年7月1日(火)正午までに島根県庁に必着)

- (6) 開札の日時及び場所

ア 日時：平成20年7月2日(水)午前11時から

イ 場所：島根県松江市殿町1番地 島根県庁6階講堂

ウ 開札：即時開札

4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額に12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額に12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない

い。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Shimane nuclear disaster prevention network system machinery, 1 set (Including supply of machinery and tools, instillation, wiring, adjustment, maintenance etc.)

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m. July 2, 2008

(3) Time-limit for tender by mail:

12:00 a.m. July 1, 2008

(4) Date and time for tender explanation meeting:

2:00 p.m. June 18, 2008

(5) Contact point for the notice:

Fire and Disaster Prevention Division (Nuclear Power Safety Policy Office)

1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 JAPAN.

TEL: 0852-22-5278

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月23日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第24号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年島根県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第71病院の項中「院長 副院長 事務長 医長 総看護師長 看護師長 診療技術部長 科長 総務課長 医事課長 総務課長補佐」を「院長 副院長 事務部長 医長 看護部長 看護師長 診療技術部長 科長 総務課長 医事課長 室長 総務課長補佐」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年 5 月23日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

島根県公安委員会規則第 6 号

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則

車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年島根県公安委員会規則第 3 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年 6 月 1 日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第58号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第 1 項第 1 号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

平成20年 5 月23日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

(1) 講習期日

内 容	期 日	
	講 習	期 日
	時 間	受付 午前 7 時45分から午前 8 時15分まで 講義 午前 8 時30分から午後 5 時10分まで 指示 午後 5 時10分から午後 5 時30分まで
修了考査	期 日	平成20年 7 月16日
	時 間	受付 午後 0 時45分から午後 1 時15分まで 考査 午後 1 時30分から午後 2 時30分まで 発表 午後 3 時30分から午後 4 時まで

(2) 講習場所

松江市打出町250番地 1

島根県運転免許センター（電話0852 - 36 - 7400）

2 受講手続に関する事項

(1) 受講申込書の受付期間等

ア 受付期間

平成20年 6 月 2 日（月）から同年 6 月20日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

イ 受付時間

午前 8 時30分から午後 5 時まで

(2) 受講申込書の入手方法

ア 島根県警察本部交通部交通指導課又は島根県内の最寄りの警察署で受け取る。

イ インターネットにより島根県警察のホームページから印刷する。

(3) 受講申込書の提出先及び提出方法

ア 提出先

島根県警察本部交通部交通指導課

イ 提出方法

受講希望者の持参による。ただし、代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状(様式は問わない。)を添えること。

(4) 申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

イ 受講手数料 19,000円(相当する額の島根県収入証紙を、アの受講申込書の所定の欄にはり付けること。)

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

ウ 写真 1枚(申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものを、アの受講申込書の所定の欄にはり付けること。)

3 駐車監視員資格者講習の受講に関する事項

(1) 講習内容

講義14時間(1日7時間)及び修了考査1時間の合計15時間

(2) 講習受講に必要な物

ア 駐車監視員資格者講習受講票(申込者に対して、講習期日を記載したものを送付する。)

イ 筆記用具

5 問合せ先

島根県警察本部交通部交通指導課

電話(0852)26-0110 内線5118・5119

島根県公安委員会告示第59号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により告示する。

平成20年5月23日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務1級

2 検定実施日時

平成20年8月27日(水) 午前9時から午後5時まで

3 検定実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

4 受検定員

30人

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

- (1) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（以下「2 級検定」という。）（交通誘導警備業務に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成20年 7月16日（水）から同年 7月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）の午前 8 時30分
から午後 5 時まで

ただし、申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあつては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）1 通

イ 添付書類

㍑ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2 葉

㍑ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

㍑ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

㍑ 6(1)に該当する者にあつては、2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書 1 通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、6(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各 1 通を警備業務従事証明書に代えて提出する。

㍑ 6(2)に該当する者にあつては、1 級検定受検資格認定書の写し 1 通

(4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 その他

- (1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。
- (2) 検定当日は、午前9時から同9時20分までを受付時間とする。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3492）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

島根県公安委員会告示第60号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第9条の規定により告示する。

平成20年5月23日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務1級

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務2級

空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務1級

旧規則第1条第1項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(4) 施設警備業務2級

常駐警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務1級

旧規則第1条第1項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務2級

交通誘導警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

(7) 貴重品運搬警備業務1級

旧規則第1条第1項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧1級検定に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務2級

貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

2 検定合格者審査の申請の対象者

検定合格者審査は次に掲げる条件を満たさない者について行う。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの

- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの(①に掲げる者を除く。)

3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員

回	実施日時	実施場所	定員
第1回	平成20年7月2日(水) 午前9時から午後0時まで	松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター	50人
第2回	平成20年7月30日(水) 午前9時から午後0時まで		50人
第3回	平成20年8月27日(水) 午前9時から午後0時まで		50人
第4回	平成21年2月3日(火) 午前9時から午後0時まで		50人
第5回	平成21年2月4日(水) 午前9時から午後0時まで		50人

4 検定合格者審査の方法

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

ア 第1回審査

平成20年5月26日(月)から同年6月6日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 第2回審査

平成20年6月23日(月)から同年7月4日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

ウ 第3回審査

平成20年7月22日(火)から同年8月1日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

エ 第4回審査及び第5回審査

平成20年12月8日(月)から同月19日(金)(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 提出書類

- ア 審査申請書(規則附則別記様式)1通
- イ 添付書類

- ㊦ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉
- ㊧ 旧規則第8条の規定による合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通
- ㊨ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通
- ㊩ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通
- ㊪ 代理人（申請者が属する警備業者の従業員に限る。）が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

- ㊦ 旧合格証の交付申請を行った警察署
- ㊧ 住所地（島根県内に限る。）を管轄する警察署
- ㊨ 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有する者又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在する者

- ㊦ 住所地を管轄する警察署
- ㊧ 営業所の所在地を管轄する警察署

6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は還付しない。

7 その他

- (1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。
- (2) 審査当日は、午前9時から同9時20分までを受付時間とする。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課（電話0852 - 26 - 0110内線3492）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。